

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

[06]
2023

5月の"広島G7サミット"には、世界中の注目が集まりました。私たち国民にも、議長国・日本としての大役を感じ、世界の平和に貢献している高揚感がありました！決して、一過性の高揚感に終わらせることなく、世界への日本の持続的な貢献を果たしていくためにも私たち国民の日々の意識も大切だと感じています。



赤字でも減税？！ 新たな固定資産税の軽減措置

- ◆人材開発支援助成金・両立支援等助成金
- ◆2022年の産業別夏季賞与支給状況
- ◆お仕事備忘録

赤字でも減税？！ 新たな固定資産税の軽減措置

中小企業の投資や賃上げを後押しするために、赤字黒字を問わず設備投資に伴う固定資産税の負担を軽減する特例措置が、令和5年度税制改正により創設されました。

新たな固定資産税の特例措置

設備投資に伴う固定資産税の負担を軽減する特例措置として、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、“3年間固定資産税をゼロから1/2”とする措置がありましたが、令和5年3月31日で廃止されました。

これと入れ替わるように、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、“3年間固定資産税を1/2(賃上げ表明ありの場合は最長5年間1/3)”とする措置が、令和5年度税制改正により創設されました。

先端設備等導入計画

「先端設備等導入計画」とは、一定の中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画をいいます。国から策定した「導入促進基本計画」の同意を受けている市区町村から、「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、税制支援や金融支援を受けることができます。ここでは、令和5年4月1日に中小企業庁から公表された「先端設備等導入計画策定の手引き(令和5年4月版)」に基づき、「先端設備等導入計画」の手続の流れを確認します。

(1) 手続フロー

認定を受けるための主な手続フローは、次のとおりです。

【主な手続フロー】

1. 事前確認・準備

- ☐ **新規に導入する設備**を設置(所在)する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認
 - 策定していない市区町村では認定が受けられない
 - 認定の対象範囲は市区町村によって異なるため、対象業種・対象資産等詳細は市区町村に確認
- ☐ 対象設備の**導入時期**を確認
 - 既に取得した設備は対象外(認定後に設備を取得する必要がある)
 - 認定事務に一定期間要する場合があるため、余裕を持った計画の策定が必要
- ☐ 税制支援を受ける場合は、**対象者の範囲や手続**を確認
 - 対象者の範囲が異なる
 - 投資計画(年平均の投資利益率を5%以上と見込んだもの)に関する確認を行う
 - 賃上げ表明を行い軽減期間や割合を増やしたい場合は、その内容を確認
- ☐ 金融支援を受ける場合は、対象者の範囲や手続を確認
 - 計画申請前に関係金融機関に要相談



2. 先端設備等導入計画の作成

- ☐ 申請先の市区町村が策定した「導入促進基本計画」に沿っているか確認
- ☐ 様式は問題ないか確認
 - 申請先の市区町村が求めている様式に沿っているか確認
- ☐ 税制支援を受ける場合は、投資計画の策定や賃上げ表明などを行う



3. 認定経営革新等支援機関に確認を依頼

- ☐ 税制支援を受ける場合は、「先端設備等導入計画」の事前確認とともに投資計画の確認も依頼
→ 認定経営革新等支援機関から内容の確認後、それぞれ確認書が交付される



4. 申請（認定）

- ☐ 市区町村長宛てに、必要書類を添付した認定申請書を提出
→ 賃上げ方針を策定して表明した場合は、その表明を証する書面の添付を忘れずに行う
→ 認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付される



計画に基づく取組の開始

(2) 申請のポイント

対象となる中小事業者の定義は、中小企業等経営強化法に定められていますが、市区町村が定める「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。

また、計画期間や対象設備も、市区町村が定める「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。

そのため、事前に申請先の市区町村に詳細を確認されるとよいでしょう。

税制支援 (固定資産税の特例措置)

(1) 概要

中小事業者等が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、適用期間内に一定の設備を取得した場合には、その設備に係る固定資産税の課税標準について、最初の3年間は1/2に軽減されます。

また、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を策定して従業員に表明したことを、新規申請時の認定申請書に記載等すると、次の取得日に応じた年数にわたり、1/3に軽減されます。

設備取得日	年数
令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間
令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間

(2) 対象事業者

対象となる中小事業者等とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人※
(※) 大企業の子会社等を除く
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(3) 適用期間

適用期間は、**令和5年4月1日から令和7年3月31日まで**となります。

(4) 対象設備

対象設備は、年平均の投資利益率が5%以上と見込んだ投資計画に記載された、償却資産として課税される次の設備です。ただし、市区町村によって異なる場合があります。

設備の種類	取得価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	160万円以上
工具、器具備品	30万円以上
建物附属設備（家屋と一体で課税されるものは対象外）	60万円以上

たとえ赤字でも減税が実現できる数少ない措置です。積極的に活用しましょう。

人材開発支援助成金・ 両立支援等助成金

各種助成金は年度単位で予算が立てられているものが多く、通常、年度初めに助成金の創設・改廃が行われます。ここでは、多くの企業で活用されている人材開発支援助成金と両立支援等助成金について取り上げます。

人材開発支援助成金

従業員に対して実施した職業訓練等の経費や訓練期間中の賃金を助成する人材開発支援助成金は、その内容によって複数のコースに分かれていました。このうち、特定訓練コース・一般訓練コース・特別育成訓練コースの3コースが統合され、「人材育成支援コース」が創設されました。

この「人材育成支援コース」の中に、人材育成訓練、認定実習併用職業訓練、有期実習型訓練があり、例えば、人材育成訓練は、職務に関連した知識や技能を習得させるために、OFF-JTを10時間以上行った場合に助成金が支給されます。内容は以下のとおりです。

[経費助成率] () 内は大企業

正規労働者：45% (30%)

非正規労働者：60%

正社員化※：70%

(※) 有期契約労働者等の正規労働者等への転換

[賃金助成] () 内は大企業

1人1時間当たり760 (380) 円

また、今年度より「生産性要件」が廃止され、「賃金要件」「資格等手当要件」が新設されました。そのため、「賃金要件」または「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、経費についてはプラス15%等の加算分が追加で支給されます。

両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)

出生時両立支援コースは、男性従業員が育児休業を取得しやすい環境を整備し、実際に取得した場合に助成金が支給されるというものです。第1種と第2種があり、各々以下の変更が行われました。

(1) 【第1種】情報公表加算の新設

第1種助成金の支給を受けた事業主が、厚生労働省のホームページ「両立支援ひろば」に、男性育児休業取得率等を公表した場合に、情報公表加算として2万円が支給されます。

(2) 【第2種】支給対象の拡充

支給対象事業主として、一定の要件を満たす事業主が追加されました。この一定の要件には、例えば以下の要件があります。

第1種の申請年度に子が出生した男性従業員が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上になったこと。

この場合、3事業年度中の1事業年度目から連続して70%以上となった場合は40万円、2事業年度目から連続した場合は20万円が支給されます。

なお、この出生時両立支援コースは中小企業事業主のみが対象です。

2022年の産業別夏季賞与支給状況

今年も夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から産業別の夏季賞与支給状況をみていきます。

産業計は前年比で減少

上記調査結果から、産業別に2022年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをまとめると、下表のとおりです。

事業所規模5～29人の調査産業計は26.4万円で、前年比0.3%の減少です。30～99人は

33.7万円で同0.4%の減少となりました。

きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人が0.98ヶ月（2021年は0.96ヶ月）、30～99人が1.09ヶ月（同1.10ヶ月）です。増減がほとんどない状況です。

支給事業所数割合は5～29人が63.2%（2021年は61.6%）、30～99人が88.7%（同88.0%）でした。いずれも前年を上回っています。

2022年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	264,470	-0.3	336,960	-0.4	0.98	1.09	63.2	88.7
建設業	359,638	6.3	529,488	-6.2	1.04	1.38	64.3	91.0
総合工事業	338,458	12.3	503,420	-1.5	1.05	1.27	67.4	91.3
職別工事業	307,811	0.3	193,561	-44.4	0.88	0.54	57.0	73.7
設備工事業	440,341	4.0	659,817	-10.7	1.16	1.72	65.7	94.9
製造業	294,901	9.1	341,187	6.0	0.97	1.10	65.8	89.8
消費関連製造業	169,171	-23.0	251,104	8.2	0.69	0.85	59.7	84.0
素材関連製造業	346,470	22.5	385,041	8.1	1.08	1.22	68.2	94.1
機械関連製造業	355,083	16.7	365,640	3.0	1.11	1.19	69.5	90.2
食料品・たばこ	143,323	-39.5	227,753	7.8	0.65	0.78	60.7	86.4
繊維工業	128,945	-20.4	232,364	20.5	0.65	0.91	57.2	76.1
木材・木製品	441,995	125.2	303,274	-6.8	1.22	1.13	74.1	93.6
家具・装備品	191,532	-19.0	320,879	-0.8	0.71	1.04	65.4	84.9
パルプ・紙	196,894	19.5	336,256	-2.3	0.78	1.14	73.3	96.1
印刷・同関連業	237,294	39.2	321,885	21.4	0.65	0.96	56.8	82.8
化学・石油・石炭	493,771	4.9	536,172	1.1	1.66	1.59	79.6	95.8
プラスチック製品	340,037	67.6	295,992	1.0	0.96	0.99	64.5	90.8
ゴム製品	190,164	-35.6	316,148	4.2	0.71	1.09	63.0	89.7
窯業・土石製品	347,460	27.8	370,227	4.4	1.14	1.14	72.2	97.4
鉄鋼業	470,940	-21.6	526,513	34.5	1.27	1.44	69.7	93.6
非鉄金属製造業	388,148	-2.6	461,955	6.8	1.28	1.41	64.2	94.0
金属製品製造業	306,991	26.7	365,634	18.2	0.98	1.18	64.1	94.8
はん用機械器具	367,847	6.3	385,470	7.1	1.23	1.23	85.5	90.6
生産用機械器具	342,477	33.5	464,170	8.8	1.04	1.39	75.0	97.7
業務用機械器具	400,474	-1.9	414,092	9.5	1.18	1.25	59.4	85.1
電子・デバイス	390,045	-6.5	305,151	-1.5	1.20	1.07	55.8	77.6
電気機械器具	297,182	-2.3	294,874	19.4	1.08	1.04	70.1	92.1
情報通信機械器具	1,235,415	294.2	386,308	-17.7	2.98	1.21	78.7	83.1
輸送用機械器具	214,270	-15.8	279,201	-20.0	0.81	0.99	57.9	88.0
その他の製造業	243,901	0.3	263,746	-13.6	0.91	0.96	60.2	83.2

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2022年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
電気・ガス・熱供給等	603,963	-6.0	729,831	-2.9	1.64	1.74	91.4	91.4
情報通信業	442,618	10.5	544,902	22.5	1.20	1.53	67.2	86.6
情報サービス業	477,333	13.0	556,351	27.9	1.42	1.55	60.8	86.8
映像音声文字情報	439,763	84.2	586,757	56.4	1.23	1.49	62.5	88.9
運輸業、郵便業	247,698	-8.0	307,782	-9.1	0.86	0.96	62.4	88.1
道路旅客運送業	98,282	-13.5	178,540	-6.3	0.45	0.61	35.9	67.9
道路貨物運送業	194,055	-9.6	283,678	-12.2	0.70	0.85	61.6	87.2
卸売業、小売業	277,179	-3.7	305,916	-0.9	0.98	1.05	65.0	89.3
卸売業	457,399	1.4	560,275	2.6	1.32	1.51	74.5	92.3
繊維・衣服等卸売業	443,775	101.9	194,477	-24.3	1.57	0.75	65.1	66.7
飲食料品卸売業	357,361	9.6	374,137	21.3	1.12	1.18	63.8	89.5
機械器具卸売業	598,502	16.5	763,166	8.2	1.48	1.81	77.9	95.5
小売業	187,949	-8.3	131,181	-9.9	0.81	0.67	61.1	87.1
各種商品小売業	73,882	82.2	98,769	-17.5	0.33	0.46	43.9	100.0
織物等小売業	139,298	44.8	187,268	-17.6	0.79	0.74	74.9	36.7
飲食料品小売業	72,882	22.1	62,227	-19.4	0.47	0.50	34.4	89.4
機械器具小売業	401,454	-8.9	521,659	19.4	1.28	1.50	78.0	100.0
金融業、保険業	514,854	1.4	573,685	2.0	1.65	1.66	90.2	94.8
不動産業、物品賃貸業	403,501	-9.4	503,387	3.2	1.36	1.31	77.7	86.6
不動産業	445,601	-17.4	478,063	13.0	1.47	1.36	76.3	87.8
物品賃貸業	292,626	7.6	558,776	-6.3	1.06	1.19	81.8	84.3
学術研究等	417,607	2.7	549,389	-8.4	1.25	1.49	75.3	94.0
専門サービス業	330,861	-18.3	409,887	-5.0	1.09	1.10	74.1	93.7
広告業	284,544	-40.3	423,416	49.0	1.09	1.28	81.9	97.3
技術サービス業	419,797	7.3	564,495	-12.0	1.29	1.55	71.2	93.2
飲食サービス業等	53,709	25.4	57,831	46.7	0.43	0.35	42.6	80.5
宿泊業	121,854	20.4	88,044	25.8	0.68	0.47	50.1	72.5
飲食店	32,885	16.7	42,101	50.1	0.32	0.27	40.1	82.0
持ち帰り・配達飲食	127,159	50.3	137,537	46.5	0.68	0.81	50.5	80.8
生活関連サービス業等	144,698	15.1	150,215	32.4	0.62	0.62	46.4	80.8
娯楽業	150,900	4.7	150,094	53.3	0.68	0.65	59.1	82.6
教育、学習支援業	305,152	-7.5	589,498	5.1	1.24	1.74	68.7	99.5
学校教育	395,643	-9.1	617,327	2.2	1.43	1.79	78.6	100.0
他教育、学習支援	206,562	37.0	368,377	25.7	1.06	1.14	61.3	94.0
その他のサービス業	285,724	-16.4	270,027	-5.0	1.05	0.87	69.3	79.4
廃棄物処理業	212,652	-33.6	340,291	-10.7	0.82	1.06	75.9	92.1
自動車整備等	334,792	-7.9	501,053	-15.5	1.04	1.41	72.5	95.2
職業紹介・派遣業	242,839	-8.8	146,447	23.2	1.09	0.64	62.0	57.6
他の事業サービス	250,001	-18.1	246,407	8.2	0.96	0.76	67.5	80.3

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

100万円超えの産業が出現

産業別の1人平均支給額は、5～29人で100万円を超える産業がありました。30～99人は70万円台が最も高くなっています。前年比では、どちらの規模でも50%以上の増加となる産業が複数みられました。

きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人で2ヶ月以上の産業がありました。

支給事業所数割合は、30～99人では100%の産業が複数みられました。

今年の1人当たり賞与支給額は増加するという民間の予想がありますが、どのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

01 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）



住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

02 個人住民税の納期の特例



給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日（2023年は6月12日）と12月10日（2023年は12月11日）の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

03 労働保険の年度更新



労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人（資本金が1億円超の会社等）については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。

04 賞与支払届の提出



賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

05 障害者、高年齢者雇用状況の確認



障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日（2023年は7月18日）までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

06 お中元の手配、暑中見舞いの発送準備



お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注を行います。贈答の品は持参することが前提です。もしデパート等から配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。

07 梅雨どきの対策



雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	木	仏滅	●労働保険の年度更新（～7月10日） ●高卒者の求人票受付開始 ●2024年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	金	大安	
3	土	赤口	
4	日	先勝	
5	月	友引	
6	火	先負	芒種
7	水	仏滅	
8	木	大安	
9	金	赤口	
10	土	先勝	
11	日	友引	
12	月	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（5月分） ●個人住民税の納期の特例納期限（前年12月～当年5月分）
13	火	仏滅	
14	水	大安	
15	木	赤口	
16	金	先勝	
17	土	友引	
18	日	大安	
19	月	赤口	
20	火	先勝	
21	水	友引	夏至
22	木	先負	
23	金	仏滅	
24	土	大安	
25	日	赤口	
26	月	先勝	
27	火	友引	
28	水	先負	
29	木	仏滅	
30	金	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（5月分） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第1期分）※市町村の条例で定める日まで